

明日香村小委員会を設置することについて

1. 明日香村に係る検討について

奈良県明日香村に関しては、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年法律第1号）、昭和55年に制定された「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和55年法律第60号。以下「明日香法」という。）に基づき、同村の全域が開発行為等の許可が必要な歴史的風土特別保存地区に指定された。

一方、明日香法に基づく住民生活安定のための措置として、国が定める「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」に基づき奈良県が作成する「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」（以下「明日香村整備計画」という。）に定める各種事業に対し、財政上の特例措置や明日香村整備基金の創設等を講じてきたところである。

現在、同法に基づく第5次明日香村整備計画（令和2～11年度）に基づき、所要の取組みが進められているところであるが、明日香村を巡る社会情勢の変化や同計画の進捗状況、「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」における予算措置が令和2～6年度までの5年間であること等を踏まえ、今後の同村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策等について、ご検討をお願いしたい。

2. 検討の進め方

明日香村小委員会を設置して検討を行う。

3. 検討スケジュール

令和5年12月27日	国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問
令和6年1月16日	社会資本整備審議会より都市計画・歴史的風土分科会に付託
2月16日～22日	社会資本整備審議会第14回都市計画・歴史的風土分科会において、明日香村小委員会の設置を了承（予定）
3月～10月頃	明日香村小委員会において検討（4回程度）